

議案第70号

幸手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

幸手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「現に利用している法第19条第1号」を「現に利用している同
号」に、「当該特定教育・保育施設の法第19条第1号」を「当該特定教育・保育
施設の同号」に改め、同条第3項中「現に利用している法第19条第2号」を「現
に利用している同条第2号」に、「当該特定教育・保育施設の法第19条第2号」
を「当該特定教育・保育施設の同条第2号」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第35条第2項中「現に利用している法第19条第2号」を「現に利用している
同条第2号」に改め、同条第3項後段中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前
子どもに該当する」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」に、「法第
19条第1号又は」を「同号又は同条」に改め、「「法第19条第1号に掲げる小
学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に
掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、」を削る。

第36条第2項中「現に利用している法第19条第1号」を「現に利用している
同条第1号」に改め、同条第3項後段中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・
保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とある
のは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項
において同じ。）と、」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども
に該当」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当」に、「法第19条第1号又
は」を「同条第1号又は」に改め、「第13条第2項中」の前に「同号に掲げる小
学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる
小学校就学前の子どもの区分に係る利用定員の総数」と、」を加える。

第39条第2項中「当該特定地域型保育事業所の法第19条第3号」を「当該特
定地域型保育事業所の同号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月30日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正により所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。